

坂祝町一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和3年3月

坂 祝 町

目 次

第1編 はじめに

第1章 基本的事項

1. 計画改定の趣旨 1-1
2. 法的根拠 1-1
3. 計画期間 1-1
4. 適用範囲 1-2
5. 計画の位置づけ 1-3
6. 計画の進行管理 1-3

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の現状 2-1
2. ごみ処理の実績 2-5

第2章 ごみ処理の評価と課題

1. 関連計画の目標値等との比較 2-8
2. 本町におけるごみ処理の課題 2-10

第3章 ごみ処理基本計画

1. 将来像と基本目標等 2-12
2. 計画目標年度 2-12
3. 目標の設定及び施策の方針 2-13
4. 目標達成及び方針に向けた施策 2-15
5. ごみの排出量及び処理量の見込み 2-16
6. ごみ処理に関する基本的事項 2-22
7. その他ごみ処理に関し必要な事項 2-22

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の現状 3-1
2. 収集運搬の現状 3-4
3. 中間処理及び最終処分の現状 3-5

第2章 生活排水処理の評価と課題

1. 前計画の目標達成度 3-6
2. 生活排水処理の課題 3-7

第3章 生活排水処理基本計画

1. 計画目標年度 3-8
2. 数値目標 3-8
3. 生活排水処理の推計 3-9
4. 施設整備に関する事項 3-11
5. 浄化槽汚泥及びし尿の処理に関する事項 3-11
6. その他生活排水の処理に関する事項 3-12

第1編 はじめに

4. 適用範囲

1) 対象地域

本計画は、本町の区域内全域を対象とします。

2) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、本町が処理において統括的な責任を有する一般廃棄物とします。本計画の対象とする廃棄物を、表1-1に示します。

表1-1 本計画の対象とする廃棄物

廃棄物		摘要	計画の対象
一般廃棄物	ごみ	生活系一般廃棄物	○
		事業系一般廃棄物	
	し尿（生活排水）	—	
	特別管理一般廃棄物	爆発性、毒性、感染性廃棄物等	
産業廃棄物		事業活動に伴って生じる法令で定める20品目の廃棄物	—

5. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った町の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されます。

また、「一般廃棄物処理基本計画」は、ごみに関する「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」に、「一般廃棄物処理実施計画」は、「ごみ処理実施計画」と「生活排水処理実施計画」から構成されます。

一般廃棄物処理計画の構成を図1-2に示します。

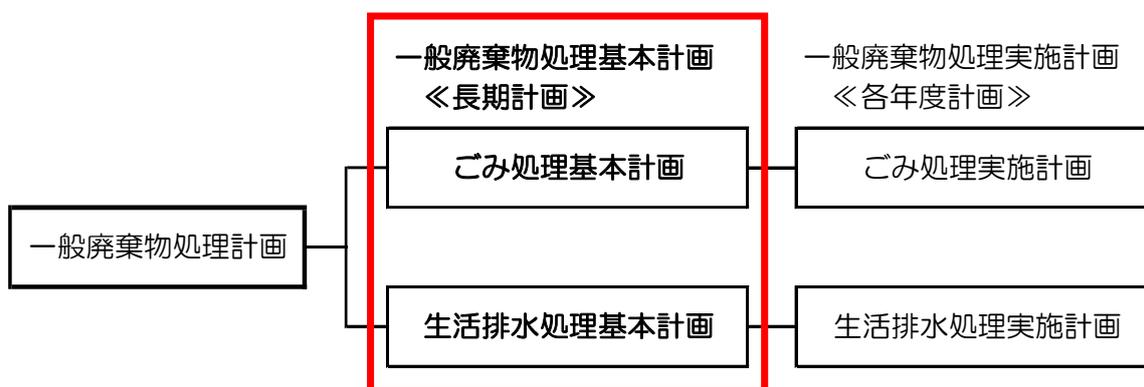


図1-2 一般廃棄物処理計画の構成

6. 計画の進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行います。

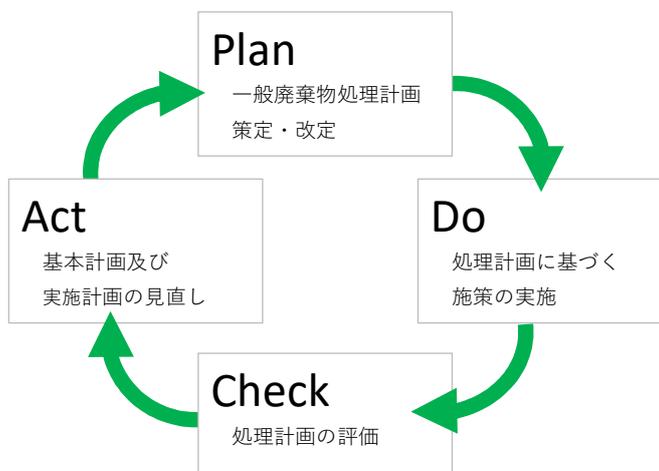


図1-3 一般廃棄物処理計画のPDCAサイクル

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理の概要

本計画で対象とするごみは、町全域の一般家庭から排出されるごみ（生活系一般廃棄物）と産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物です。

本町では、生活系一般廃棄物の収集・運搬を許可業者に委託して行い、収集したごみの処理は、主に可茂衛生施設利用組合が運営するささゆりクリーンパークで行っています。資源物については、本町が行う直接回収の他に、小中学校等による集団回収等も行われています。事業系一般廃棄物の運搬・収集は、事業者が許可業者に委託、もしくはささゆりクリーンパークに直接搬入され、処理されています。

ささゆりクリーンパークの外観を図2-1に、本町におけるごみ処理の体系を図2-2に示します。

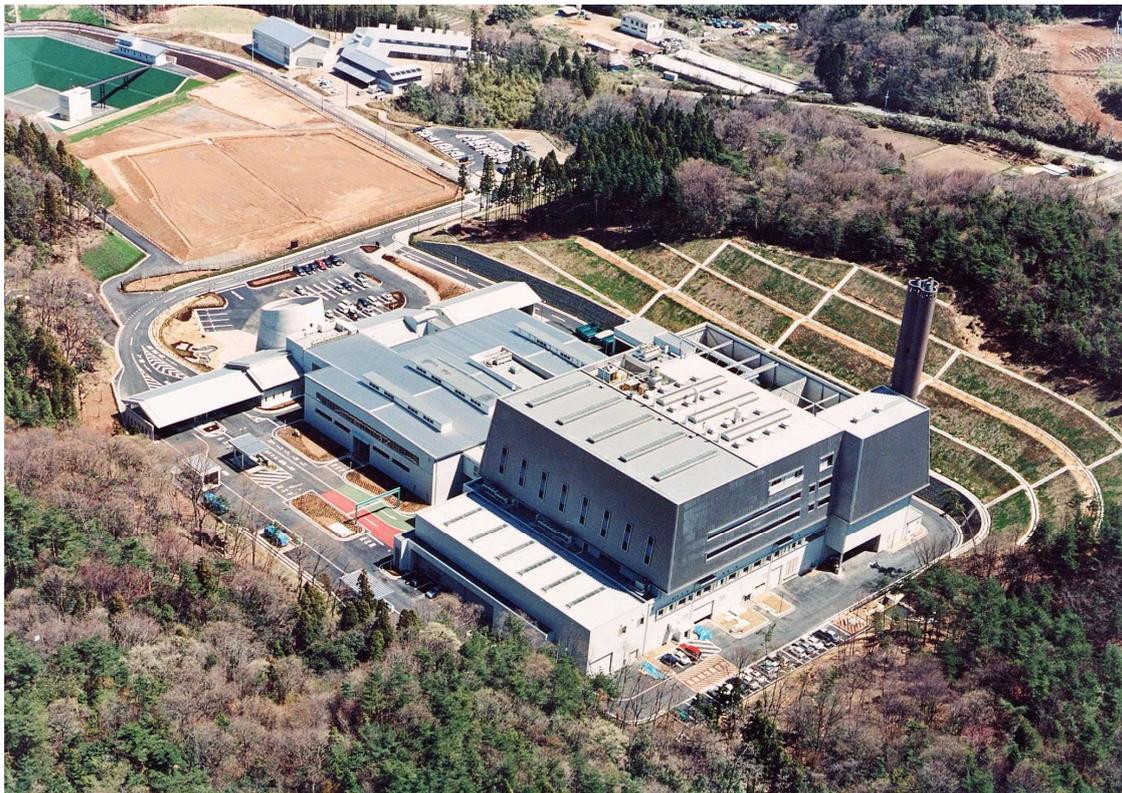


図2-1 ささゆりクリーンパーク

※) 可茂衛生施設利用組合は、本町を含む2市7町1村（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町及び東白川村）で組織されています。

■本町のごみ処理フロー（令和元年度まで）

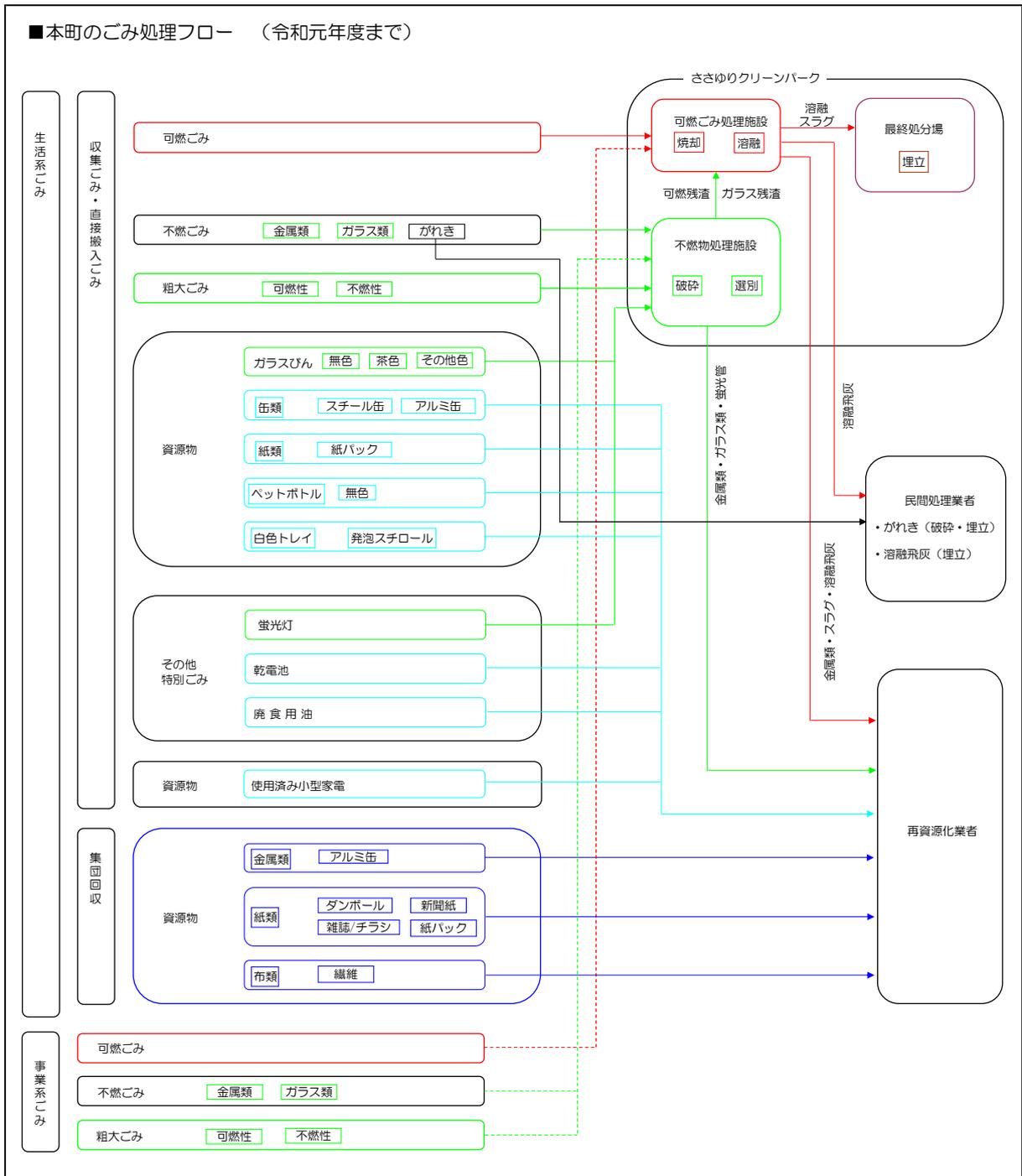
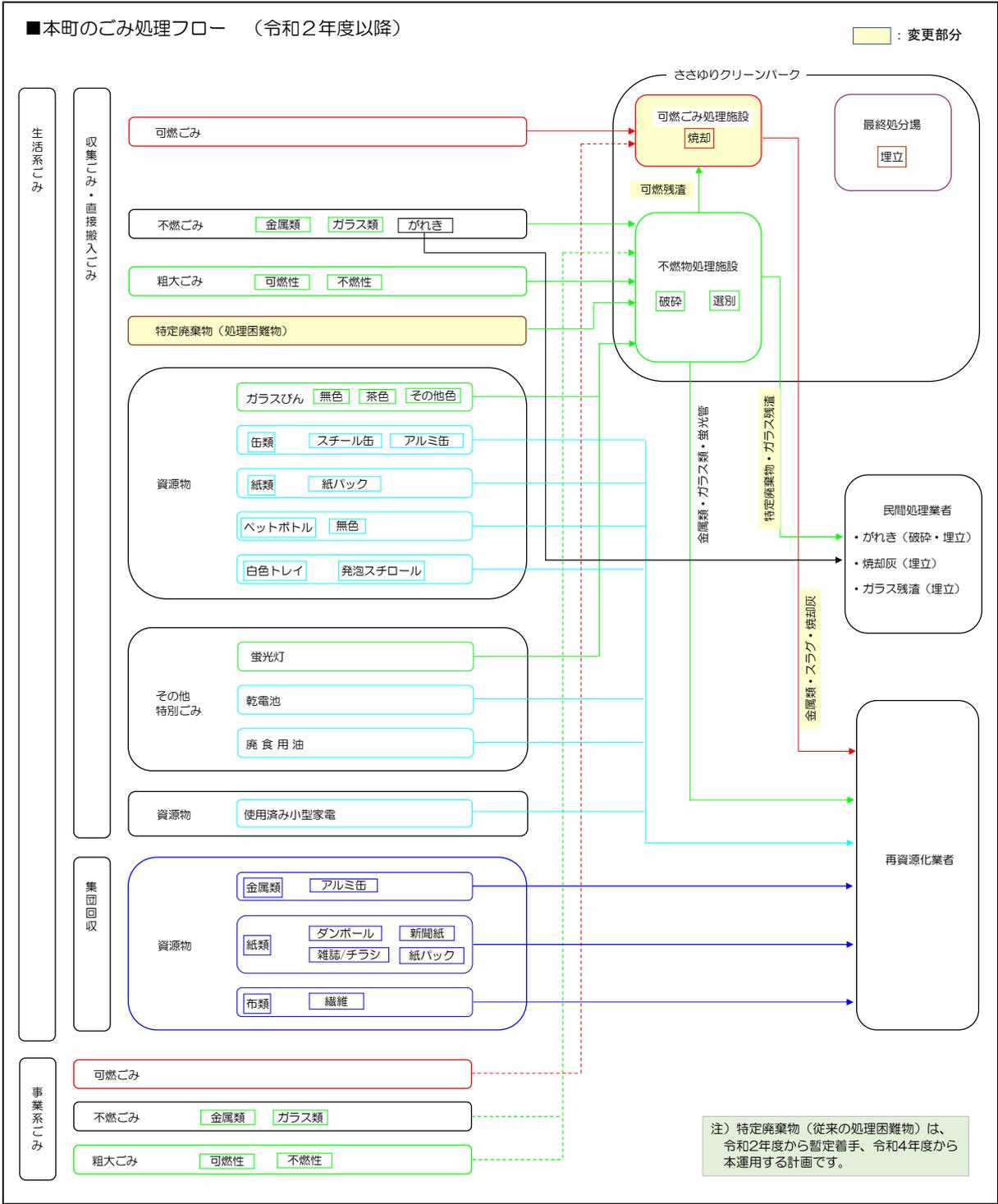


図2-2(1) ごみ処理体系（令和元年度まで）



注1) 令和2年度より、ささゆりクリーンパーク（可燃ごみ処理施設）は熔融処理を中断しており、焼却処理のみとなっています。熔融処理の中断により、スラグ及び熔融飛灰の発生はなくなり、焼却灰は民間のリサイクル業者へ委託処理しています。また、ガラス残渣は民間の最終処分場で埋立処分されています。

注2) 特定廃棄物（従来の処理困難物）は、暫定的に令和2年度より回収を開始しており、排出者が指定業者へ直接持ち込むことになっています。

図2-2(2) ごみ処理体系（令和2年度以降）

2) 生活系ごみの分別区分

集団回収物を除く生活系ごみの分別区分及び出し方を表2-1に示します。

表2-1 生活系ごみの分別区分及び出し方（集団回収物を除く）

区 分	種 類	出し方、注意事項	
可燃ごみ	台所ごみ、紙くず類、布類、洗剤容器、ビニール類・おもちゃ・靴・剪定枝・玉子パック等	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のもえるごみ袋に、氏名・電話番号を書く。 水分のあるものは、水切りする。 布団、じゅうたん、毛布、カーペットなどは、30cm四角に切断。 庭木の剪定枝等は、長さ70cm・直径3cm以下に切断、よく乾かし枯らす。 紙おむつは、汚物を取り除く。 	
不燃ごみ	<p>【ガラス類】 板ガラス・コップ・金魚鉢・白熱球・油ビン等</p> <p>【金属類】 スプレー缶・ラジオ・鍋・小型の家電製品・カッターの刃・針金ハンガー・油缶等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のもえないごみ袋に、氏名・電話番号を書く。 危険物の混入防止のための透明袋を使用する。 <p>【ガラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 袋に表示されている「ガラス」のところに○印をつける。 蛍光灯と体温計は資源物収集日に出す。 化粧品のビンなどのキャップは素材により分別して出す。 <p>【金属類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 袋に表示されている「金物」のところに○印をつける。 スプレー缶、ガス缶(カートリッジ式)、油缶、オイル缶、ペンキ缶などは、必ず中身を使い切ってから出す。 	
粗大ごみ	<p>【もえる粗大ごみ】 ふとん・木の椅子・木の机</p> <p>【もえない粗大ごみ】 自転車・ステレオ・ストーブ・物干し竿・電子レンジ</p> <p>【戸別収集するごみ】 長テーブル・ソファ・じゅうたん</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋には入らないもので、大きさ150cm×80cm×60cmまでのものは粗大ごみとする。 粗大ごみシールを1品ごとに貼って、粗大ごみ収集日に不燃ごみ収集所へ出す。 同一品目を束ねて出す場合は、大きさを越えることなく持てる程度に束ねて(30kg程度)粗大ごみシールを貼って出す。 もえる粗大ごみ、燃えない粗大ごみは別々に束ねる。 <p>【もえる粗大ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> スプリングの入っていないソファ、木製棚、布団のような大きな布製品(たたんで縛る)、机、テーブル、イス等が対象。 直径3cm以上10cm以下の木の枝は、1m程度に切って束ねて粗大ごみに出す。 <p>【もえない粗大ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気カーペット、ストーブ、扇風機、ステレオ等が対象。 石油ストーブは、灯油・乾電池を必ず抜いてから出す。 <p>【戸別収集するごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きさ150cm×80cm×60cmを超える粗大ごみは、町の許可業者に直接収集を依頼する。(品目、量等により料金は異なる。) 	
資源物	ガラス類	ビン類	<ul style="list-style-type: none"> 袋に表示されている「ビン」のところに○印をつける。 ふたや栓は必ず取って、中身を空にして、水でゆすいでから出す。 食用油ビンは、油が完全に落とせないで、もえないごみのガラス類で出す。
	金属類	缶類	<ul style="list-style-type: none"> 袋に表示されている「缶」のところに○印をつけて出す。 缶をつぶさず中身を空にして、水でゆすいでから出す。 食用油缶は、油が完全に落とせないで、もえないごみの金物類で出す。
	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> キャップ、ラベルを取り除き、内側を水で洗浄して出す。 キャップも水で洗浄して出す。 ペットボトル・食品トレイ等は、水でよく洗浄してから出す。 中の汚れが取れないものや、外にマシックなどで落書きされたものは「もえるごみ」で出す。
	白色トレイ等	食品トレイ等	<ul style="list-style-type: none"> よく洗浄してから出す。 PS6のマークの付いたトレイ(簡単に割れるもの)と発泡スチロールが対象。 ラベルやシールは、必ず取って出す。 汚れが取れないもの、絵や色付きのものは、「もえるごみ」で出す。
	紙パック	飲料用紙パック容器	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄した後乾かし、切って開いたものをそろえて出す。(テープ等で束ねない) 内側が銀色のものは対象外。
廃食用油	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> 固形物をこして、タンクへ注入する。 (衣服や収集所が汚れないように注意) 	
その他	特別ごみ	<p>蛍光管(灯)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【蛍光管(灯)】 ぞうきんで汚れを拭き取ってから出す。 白熱球は「もえないごみ」のガラスとして出す。 <p>水銀式体温計</p> <ul style="list-style-type: none"> 【水銀式体温計】 デジタル式のもの是对象外。 割れた物でも袋に入れて出す。 <p>廃乾電池</p> <ul style="list-style-type: none"> 【廃乾電池】 リチウム電池、ニッカド電池、ボタン電池、充電電池は対象外。 リサイクルマークのついた充電式電池は、スーパーや電気店のリサイクルボックスへ入れる。 	
陶磁器類、がれき		<p>【陶磁器類】 回収物</p> <ol style="list-style-type: none"> 家庭から出る陶磁器類 <ul style="list-style-type: none"> 食器、置物、灰皿、花瓶などで、金属、プラスチック、ゴムの部分を取り除き、なるべく砕いて出す。 瓦・コンクリート・植木鉢等 <ul style="list-style-type: none"> 少量の瓦・コンクリート・コンクリートブロック・レンガ・植木鉢等はなるべく砕いて出す。 アスベストや石膏ボード等は対象外。 	
使用済小型家電		<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話、デジタルカメラ、USBメモリーなど。 回収ボックスの投入口に入るものに限る。(家電リサイクル法対象物は回収不可) 電池、電球等は取り外す。 	

2. ごみ処理の実績

1) ごみ処理区分の定義

本計画の対象とするごみの種類は、表2-2に示すとおりです。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての資源物を含む不用物を「ごみ」としますが、家庭内でのたい肥化处理されるごみ（生ごみの減量化等）や民間事業者による資源の回収等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを、本計画で扱う「ごみ総排出量」として取り扱います。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

なお、生活系ごみのうち、町収集及び集団回収で集められた資源物を除いた、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び特別ごみを「家庭系ごみ」とします。

表2-2 本計画の対象とするごみ

計画	区分	収集等の区分	ごみの種類
対象	生活系ごみ (家庭系ごみ)	①計画収集(町)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・特別ごみ 等 ・資源物
		②直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ
		③集団回収	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物
	事業系ごみ	①許可業者搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ等
		②直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ等
※) 産業廃棄物は除く			
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内でのたい肥化处理されるごみ ・民間事業者による収集ごみ、店舗等のリサイクルボックスで回収されるごみ等 <p style="text-align: center;">※) 排出量の把握が困難なため、除外</p>		

2) ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量

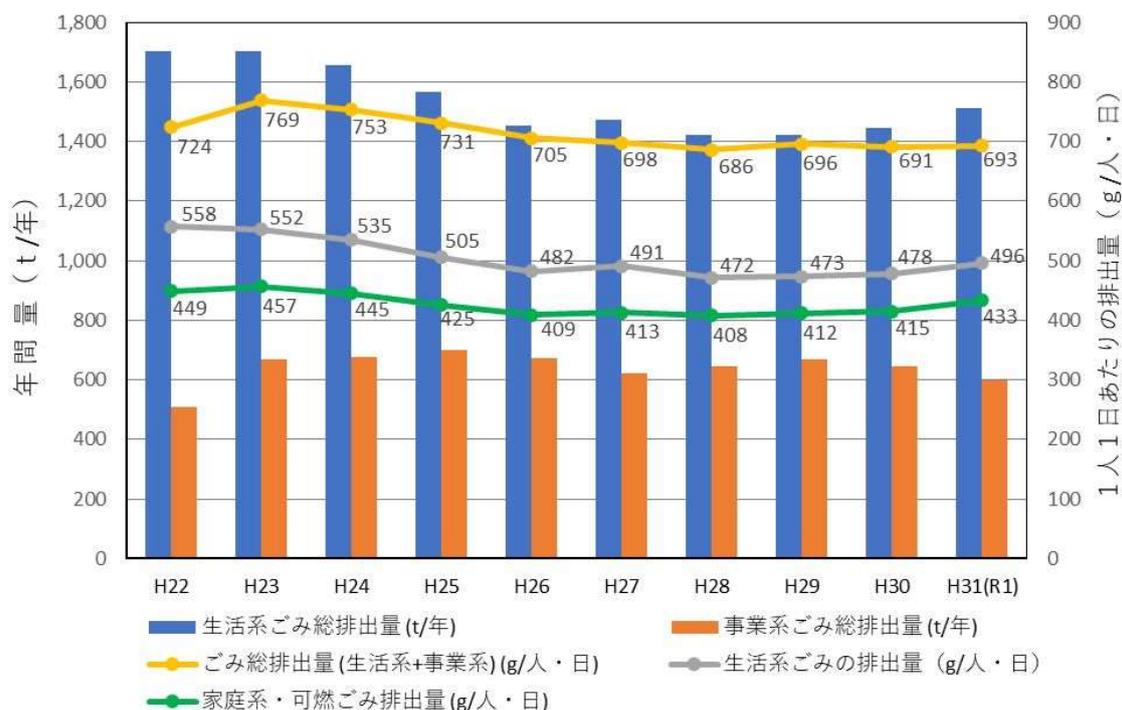
ごみの排出量の推移を図2-3に示します。

生活系ごみの年間の総排出量（図の青色縦棒）は、平成22～26年度までは減少していましたが、それ以降はほぼ1,400～1,500t/年程度でした。また、平成30、31年度はやや増加している様子です。

事業系ごみ（図のオレンジ色縦棒）は、平成22年度以降10年間で約500～700t/年で推移しており、生活系ごみの量に対し4割程度の量です。（注：産業廃棄物は本計画対象外であり含まれていません。）

1人1日当たりのごみの総排出量（図の黄色横折れ線）でみると、生活系及び事業系を含めた総排出量は平成23年度（769g/人・日）をピークに減少しており、平成27年度以降は690g/人・日前後で推移しています。

また、同じく生活系ごみ（図の灰色横折れ線）と家庭系・可燃ごみ（図の緑色横折れ線）に着目すると、平成22ないし23年度のピーク以降、減少していましたが、平成29年度以降はやや増加の傾向がみられます。



注1) 1人1日当たりのごみ総排出量 = ごみ総排出量(町収集+直接搬入+集団収集) ÷ 人口 ÷ 年間日数

注2) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

注3) 1人1日当たりの家庭系・可燃ごみ排出量 = (町収集・可燃ごみ+直接搬入・可燃ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

図2-3 ごみの排出量の推移

(2) 資源物

図2-4(1),(2)に、資源物（町が収集する資源物、集団回収による資源物）の推移を示します。どちらも、年々減少傾向がみられます。特に、集団回収による収集量では、平成31年度の量は平成22年度の約1/3になっています。

資源物が減少している要因としては、町の収集や集団回収以外のスーパー等の民間事業者による資源回収に排出されていることが考えられます。また、新聞のように発行部数の減少等、資源物となる物の販売・購入量自体が減少している可能性も一因として考えられます。

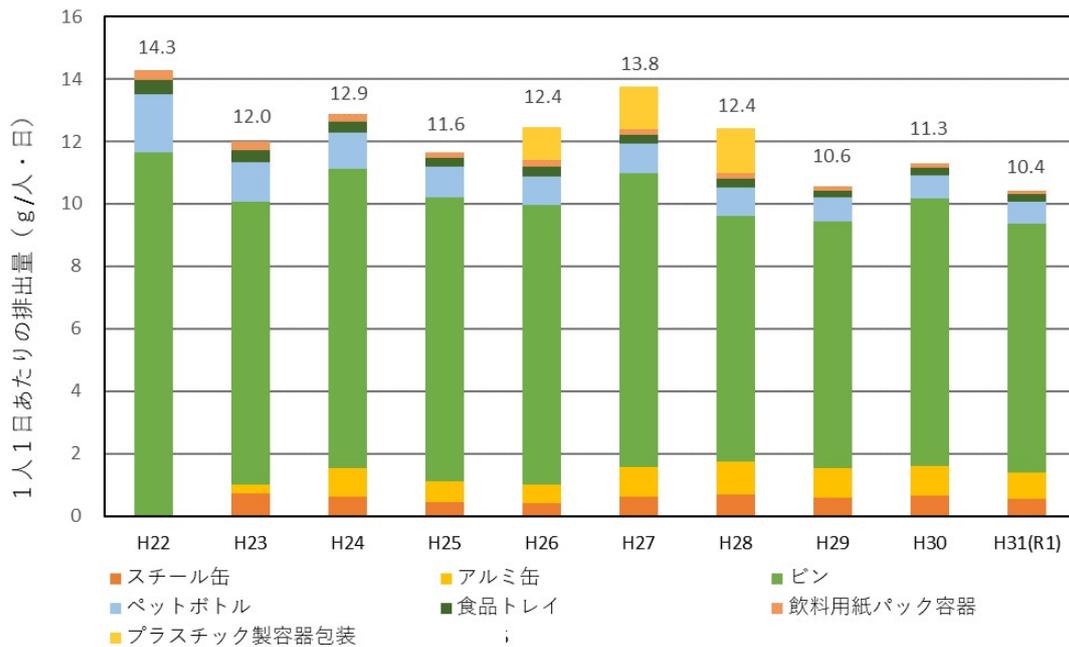


図2-4(1) 1人1日当たりの資源物排出量（町収集）の推移

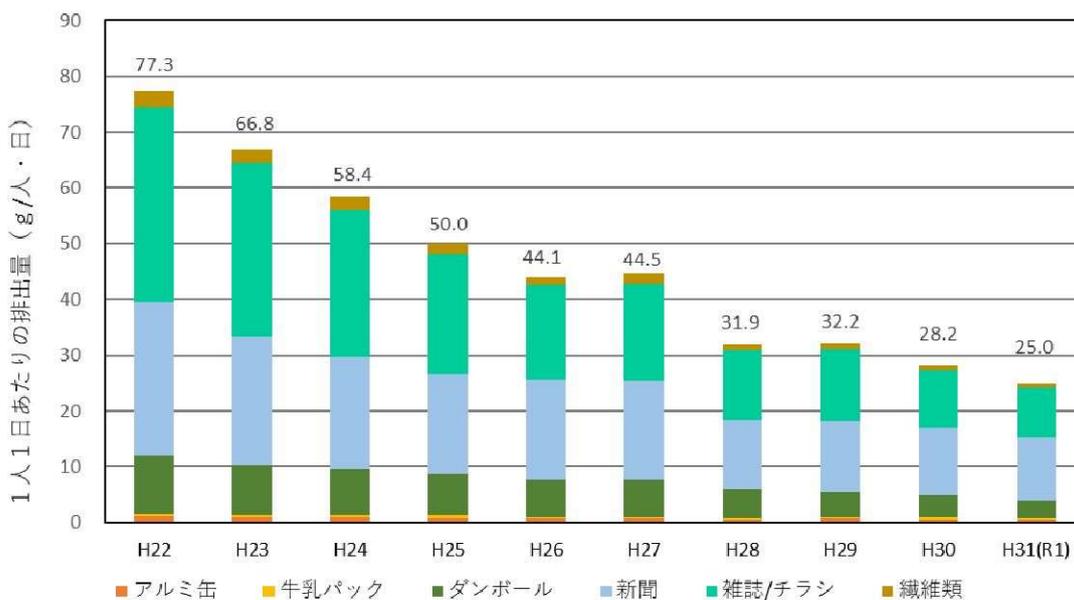


図2-4(2) 1人1日当たりの資源物排出量（集団回収）の推移

第2章 ごみ処理の評価と課題

1. 関連計画の目標値等との比較

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標との比較

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）の目標との比較結果を、表2-3に示します。なお、計画の目標年次は令和7年ですので、令和2年度及び計画年次である令和7年度の推定値との対比としました。

表2-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値との比較

項 目		目標値及び推定値 ^{注3}	
		令和2年度	目標年次：令和7年度
一般廃棄物排出量 ^{注1} (g/人・日)	目 標	—	850
	推定値	756	715
	評 価	—	達成
家庭系ごみ排出量 ^{注2} (g/人・日)	目 標	—	440
	推定値	508	465
	評 価	—	非達成

注1) 計画収集量、直接搬入量、集団回収量、事業系ごみを加えた一般廃棄物の排出量で、1日1人当たりの量に換算した量です。

注2) 1日1人当たりの生活系ごみの排出量から、計画収集及び集団回収による資源物を除いた量です。

注3) 目標年次（令和7年度）の推定値は、将来推計（現状のまま推移した場合）の予測値です。

2) 可茂地域循環型社会形成推進地域計画の目標との比較

可茂衛生施設利用組合の可茂地域循環型社会形成推進地域計画（平成28年11月）の目標との比較結果を表2-4に示します。なお、計画の目標年次は令和5年度ですので、令和2年度及び計画年次である令和5年度の推定値との対比としました。

表2-4 可茂地域循環型社会形成推進地域計画の目標値との比較

項 目		目標値及び推定値 ^{注3}	
		令和2年度	目標年次：令和5年度
事業系ごみ排出量 1事業所当たりの排出量 ^{注1} (t/年・事業所)	目 標	—	1.710
	推定値	2.629	2.636
	評 価	—	非達成
家庭系ごみ排出量 1人当たりの排出量 ^{注2} (kg/人・年)	目 標	—	149 (408g/人・日)
	推定値	185 (508g/人・日)	168 (459g/人・日)
	評 価	—	非達成

注1) 事業所数は、総務省「平成28年(2016年)-経済センサス活動調査」による、242事業所としました。

注2) 1年1人当たりの生活系ごみの排出量から、計画収集及び集団回収による資源物を除いた量です。

注3) 目標年次（令和5年度）の推定値は、将来推計（現状のまま推移した場合）の予測値です。

3) 経営計画の目標との比較

可茂衛生施設利用組合の経営計画（平成31年4月）の目標との比較結果を、表2-5に示します。なお、経営計画の目標年次は令和5年度ですので、令和2年度及び計画年次である令和5年度の推定値との対比としました。

表2-5 可茂衛生施設利用組合経営計画の目標値との比較

項 目		目標値及び推定値 ^{注3}	
		令和2年度	目標年次：令和5年度
一般廃棄物排出量 ^{注1} (kg/人・年)	目 標	—	265 (734g/人・日)
	推定値	276 (756g/人・日)	259 (707g/人・日)
	評 価	—	達成
リサイクル率 ^{注2} (%)	目 標	—	19.7
	推定値	20.2	19.6
	評 価	—	非達成

注1) 一般廃棄物排出量は、総排出量（生活系＋事業系）です。

注2) リサイクル率は、(直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量)÷(排出量＋集団回収量)の量です。

注3) 目標年次（令和5年度）の推定値は、将来推計（現状のまま推移した場合）の予測値です。

2. 本町におけるごみ処理の課題

ごみ処理の現況の整理から得られた本町のごみに関する課題を、①ごみの発生・排出抑制、②資源化、③収集・運搬、④中間処理、最終処分に関する事項、⑤その他の事項に分けて整理します。

ごみ処理に関する課題のまとめは、表2-6に示すとおりです。

表2-6 本町のごみ処理に関する課題のまとめ

区 分	課 題
①発生、排出抑制に関する課題	<p>(1) 家庭系可燃ごみの排出抑制・減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活系ごみは、ごみ総排出量のおよそ7割を占めており、ここ2、3年増加傾向が見られるため、その多くを占める可燃ごみの排出抑制が必要です。 ・可燃ごみの量を減らすため、食品ロスの削減や厨芥の減量化、紙類等の分別の徹底が必要です。 <p>(2) 不法投棄、不適正物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活系ごみ全体の排出量の増加には、粗大ごみの増加が影響しており、また、町収集の不燃ごみも増加の傾向にあります。 排出物の中には、不法投棄や各種リサイクル法に定められた物の不適正な排出も含まれており、それらに対し適正な排出及び処理を促す対策が必要です。 <p>(3) 事業系ごみの管理・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみは、町のごみ総排出量のおよそ3割を占めています。 ・自動車製造会社の閉鎖の影響も想定されますが、中長期的には跡地利用によりこれまでと同程度の排出量が見込まれ、事業系ごみの排出量減少に向けて、各事業所には継続して排出抑制を促す対応が必要です。 ・また、事業系ごみについても、不適正物の除外や分別を促進し、分別や資源化をさらに徹底させる施策が必要です。
②資源物に関する課題	<p>(1) 資源回収量の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物収集、集団回収ともに年々減少傾向が見られ、特に、集団回収による回収量の減少が顕著です。地域コミュニティの維持及び活性化の一助としても、集団回収の実施や排出先としての利用を促し、資源化率の低下の向上を図る必要があります。 ・資源物の回収としては、民間店舗での回収ボックスの利用が増加しています。数字に表れない分も含めた資源化率の向上のため、店頭や回収状況の把握を行っていくことも必要と考えられます。 ・資源化率の低下が続いており、県内他市町村の平均値より低い状況です。 <p>(2) 新たな分別収集の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類に関して、今後、国の具体施策の動向を考慮しつつ、また、岐阜県及び可茂衛生施設利用組合の意向も踏まえて、その再開時期、実施方法を継続して検討していく必要があります。 ・紙製容器包装類についても分別・資源化を検討していく必要があります。
③収集・運搬に関する課題	<p>(1) 収集場所、収集（回収）頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類（がれき等）の収集回収や頻度について、その増加が要望されており、ごみ排出に係る課題の一つとなっています。また、資源物について、常設の回収ステーションの設置を要望する意見があります。 今後の高齢化に伴うごみや資源物の収集場所や頻度の適正化、収集場所への運搬労力の軽減等も考えていく必要があります。 <p>(2) 陶磁器類（がれき類）に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、県外の最終処分場への運搬及び埋め立ての委託を行っていますが、回収後の保管場所の確保や遠方への運搬経費等が課題になっています。
④中間処理、最終処分に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理及び最終処分に関する事項としては、可茂衛生施設利用組合に依存していることから、同組合及び近隣市町村との調整を進めつつ、資源物の回収率の向上を進めていく必要があります。
⑤その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・処理が困難なものや不適当なものは、町民及び事業者へ排出抑制のPRを行うとともに、製造・販売事業者の責任のもと、民間での適正処理を要請していく必要があります。 ・新しく収集を始める「特定廃棄物」について、可茂衛生施設利用組合及び関係市町村と協議・検討を進めるとともに、その取り扱い等を町民に周知していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. 将来像と基本目標等

坂祝町第7次総合計画では、まちの将来像実現に向けた基本目標や主な施策を、表2-7に示すとおり定めています。

本計画においては、この基本目標並びに主要施策に準じて、ごみの減量、資源化の推進及び環境教育やマナーの向上を通じて、まちの将来像の実現に資することとします。

表2-7 坂祝町第7次総合計画の概要（ごみ処理に関する事項）

まちの将来像	新しい風を力に 魅力にあふれ 住み心地のよいまち さかほぎ
基本目標4	安全・安心でやらぎのあるまち
今後の方向性 [廃棄物対策]	行政、事業所、住民がともに地域の環境に関心を持ち、ごみの分別や減量、公害対策等の環境美化活動を進めます。
主な施策及び内容	
<ul style="list-style-type: none">・ごみ減量化の推進・ごみの出し方に関する指導の徹底・リサイクルの推進・環境教育の推進・環境の負荷の低減に向けた取り組み・公害調査の実施・家庭や地域における環境マナーの定着・地域における清掃活動の促進	

2. 計画目標年度

国のごみ処理基本計画策定指針及び町のごみ処理の現状を勘案し、本計画の対象期間は令和12年度までの10年間とし、中間年次を令和7年度、目標年次を令和12年度とします。

また、計画策定の前提とする諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うこととします。

3. 目標の設定及び施策の方針

第2章での現状の評価と課題を踏まえ、ごみ処理に関する計画目標及び方針を以下のとおり定めます。

1) 家庭系可燃ごみに関する目標

ごみの総排出量の6割強を占める家庭系可燃ごみを減量することは、町全体のごみの減量に有効であり、ごみの減量に向けて厨芥類の減量や紙類や食品トレイ等資源物の混入を抑制し、分別を徹底していくことは資源化率の向上にもつながります。

これらを踏まえ、可燃ごみの減量に優先的に取り組むために、家庭系ごみに含まれる可燃ごみの排出量の目標値を表2-8のとおり設定します。

表2-8 家庭系ごみ（可燃ごみ）に関する目標値
（1人1日当たりの可燃ごみの排出量（粗大可燃ごみを含む））

現在 （令和元年度）	令和7年度 （中間年度）	令和12年度 （目標年度）
428g/人・日 注2)	408g/人・日 注3)	348g/人・日 注3)

注1) 目標値は、粗大可燃ごみを含む1人1日当たりの可燃ごみの排出量とします。

注2) 平成27～30年度の排出量は408～415g/人・日で推移しており、令和元年度は433g/人・日でした。しかし、令和元年度の可燃ごみの量には、突発的な火災事故ごみが含まれており、これを除外した428g/人・日を現在（令和元年度）の排出量としました。

注3) 本目標値は、令和8(2026)年度から紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等の分別収集を行った場合の排出量です。

2) 資源物に関する目標

(1) 資源物の回収等に係る目標

町による資源回収量は、平成22年以降増減を繰り返しながらも少しずつ減少しています。また、集団回収による量は10年間で1/3となっています。要因としては、集団回収量では少子化や地域活動に対する意識の低下や町内外の店舗店頭の回収ボックスの利用が挙げられますが、今後の社会情勢の変化等により排出量が増加することも考えられ、資源物の回収に関する基盤の維持や整備を引き続き行っていくことは重要です。

これらを踏まえ、可燃ごみ削減施策との関連の把握及び資源化率向上の目安として、町が計画収集する資源物に関する目標を表2-9のとおり設定します。

表2-9 資源物回収に関する目標

現在 （令和元年度）	令和7年度 （中間年度）	令和12年度 （目標年度）
資源物の回収量 35.3 t/年	35 t/年	159 t/年
資源化率 13.8 %	19.8 %	25.4 %

注) 目標の指標とする対象資源物は、以下のとおりとします。

町計画収集物：スチール缶、アルミ缶、ビン類、ペットボトル、食品トレイ、飲料用紙パック容器、蛍光灯、水銀式体温計、廃乾電池、廃食用油、使用済み小型家電、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装類
計13項目

(2) 新たな資源物に係る対応

資源物については、これまで可燃ごみとして排出されている紙製容器包装及びプラスチック製容器包装類の資源化が、可燃ごみ量の削減に向けた1つの視点と考えます。

この分別収集の実施については種々の課題がありますが、今後、国の具体施策の動向を考慮しつつ、また、岐阜県及び可茂衛生施設利用組合の意向等を踏まえて、実施方法の具体化や資源化に向けた関係機関との調整を進めます。

分別収集の開始時期は令和8年度（2026年度）を目途とし、それまでに分別収集の実施に向けて、紙類やプラスチックごみの環境影響、資源化の意義等、広く町民への啓蒙や収集方法等の周知を行っていきます。

3) 事業系ごみに関する方針

事業系ごみは、平成27～30年度623～671t/年で推移し、令和元年度は599t/年とやや減少していました。

事業系ごみでは、自動車製造業の閉鎖予定があり、一時的にごみ量が減少することも考えられますが、中長期的には新規参入企業の進出等、企業活動の回復に伴う廃棄物に増加も考えられるため、新規事業者や現状の町内各事業者に対して継続して排出量の削減や資源化を働きかけていくことが必要と考えます。

このため、引き続き事業系ごみの削減に向けて、生活系ごみ同様、排出量抑制等についての啓蒙や情報提供を行っていきます。

事業系ごみに関する目標値は表2-10のとおりとし、その推移を注視していくこととします。

表2-10 事業系ごみに関する目標

現在 (令和元年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
599 t/年	636 t/年	636 t/年

4) 利便性等に関する方針

利便性等に関する課題としては、陶磁器類（がれき等）や資源物の回収場所や収集回数について、不満に感じている方がいらっしゃることで、町へ新規に転入された方や町人口の7%前後を占める外国人の方のごみの分別や排出の方法についての理解が十分でない可能性があること、さらに町民の高齢化により、今後適切なごみの分別や排出が困難な方が増加する可能性も挙げられます。また、草木の野焼き、ゴミのポイ捨てや不法投棄の状況に不満を感じておられる方もあり、引き続き不法投棄を防止し町の美化向上のための活動が必要です。

これらの利便性や地域環境に関する課題解決に向けた施策を講じていくことは、町全体のごみの減量や資源化率の向上にも繋がるため、要望が多いものや優先度が高いものから検討を行っていきます。

なお、陶磁器类等、収集運搬及び処理に相応の経費を要するものについては、その施策にはコスト面も考慮し、回収の有料化を含めて検討していきます。

4. 目標達成及び方針に向けた施策

「3. 目標の設定及び施策の方針」で定めた目標の達成及び方針に向けた施策を表2-11に示します。

表2-11 施策の一覧

施 策	対象のごみ			活動主体		
	家 庭 系	資 源	事 業 系	町	事 業 者	町 民
1) 生活系ごみ（家庭系ごみ、資源物）の排出に関すること						
①家庭廃棄物処理機器設置等の補助制度を継続し、厨芥ごみ等の減量化を促します	○			○		○
②外国人や新規転入者、集合住宅居住者へのごみ出しに係る情報提供の徹底、高齢者に向けたごみ出しのサポートを検討します	○	○		○		○
③がれき等陶磁器類の収集回数を増やすこと等を検討します	○			○		
2) 資源物に関すること						
①紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の分別収集を計画します	○	○	○	○		○
②資源物に係る常設の回収ステーションの設置を検討します		○		○		
③実施団体への奨励金制度の継続など、集団回収の促進を図ります		○		○		○
④民間事業者と連携を図り、資源物の排出状況の把握に努めます	○	○		○		
3) 事業系ごみに関すること						
①事業者のごみの排出量の把握に努め、多量排出事業者には、発生抑制のための個別指導や啓発等を行います			○	○	○	
4) 普及啓発						
①ごみの減量、資源化に向けた啓発・活動を行います	○	○	○	○	○	○
②ごみ分別アプリ、ごみ分別辞典の周知利用促進を図ります	○	○		○		
③食品ロスの発生や削減についての啓発・活動を行います	○		○	○	○	○
④プラごみの削減に向けた啓発・活動を行います		○		○		○
⑤野焼きの禁止、ポイ捨てや不法投棄の防止の啓発、パトロールを実施します	○	○	○	○	○	○
⑥小中学校を対象としたごみや身近な環境問題に関する教育を行います	○	○		○		○
⑦町内イベント等でごみ減量や資源化に係る啓発を行います	○	○		○		○
5) 近隣自治体との情報共有						
①周辺の自治体と、ごみの排出や処理に関する情報共有を図ります	○	○		○		

5. ごみの排出量及び処理量の見込み

1) 推計方法

ごみの排出量及び処理量の見込みの推計手順を、図2-5に示します。

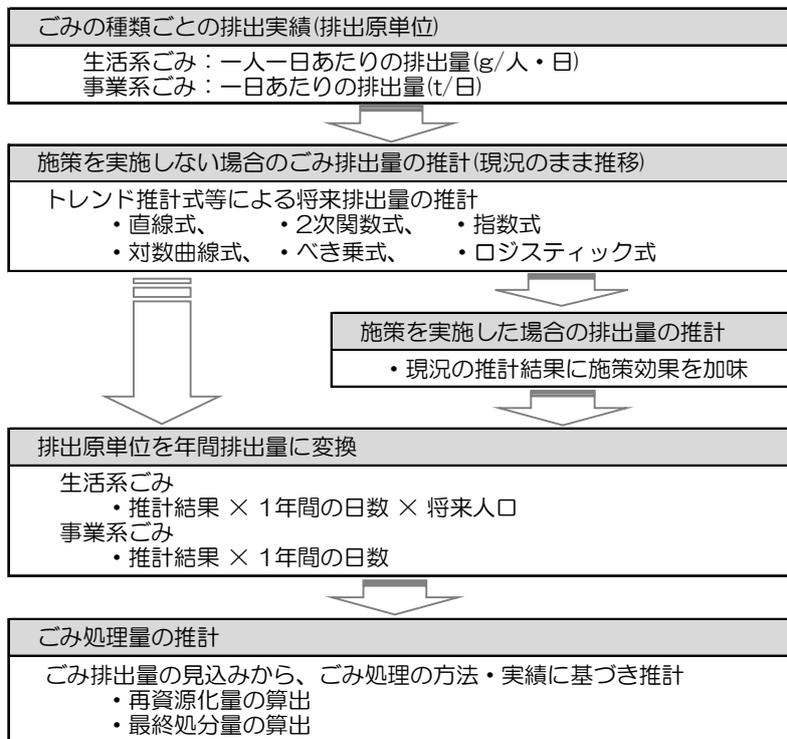


図2-5 ごみの排出量及び処理量の推計手順

2) ごみ処理施策による削減及び資源化割合等の設定

ごみ処理に係る施策による定量的な削減及び資源化割合の設定は、表2-12に示すとおりとします。

なお、施策を行った場合の推計は、現況のまま推移した場合の推計結果に対して、表2-12に示す削減目標を加味して行います。

表2-12 施策の方針と削減目標

施策	削減の目安
<p>食品ロスの削減</p>	<p>環境省調査によれば、厨芥類の中の41.3%が食品ロスとされています(令和元年度 市町村食品ロス実態調査支援報告書)。 食品ロスの削減の取り組みにより、目標年度(令和12年)迄に食品ロスをすべて(100%)削減することを目標とします。</p> <p>【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる)目標年度(令和12年)の家庭系可燃ごみの現況推移予測値×6.9%(可燃ごみに含まれる手付かずで廃棄された食品の割合(ごみ組成調査結果))</p>
<p>厨芥類の水切り推進、家庭用処理機、コンポストの普及促進等</p>	<p>厨芥類の30%が水分と言われており、水切りを行うことで5~10%の厨芥類の減量が可能です。水切り徹底の呼びかけや家庭用生ごみ処理機等の普及推進を図り、食品ロスを除く厨芥類の10%減量を目標とします。</p> <p>【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる)目標年度(令和12年)の家庭系可燃ごみの現況推移予測値×30.3%(可燃ごみに含まれる調理くず, 食べ残し, その他食品廃棄物の割合(ごみ組成調査結果))×10%</p>
<p>資源物の分別、資源化の推進</p>	<p>ごみ組成調査では、可燃ごみ中に資源物が含まれていることを把握しています。</p> <p>その資源物に対し、分別を徹底し、所定の回収場所に出すよう呼び掛けることや資源化の啓蒙を図ることで、可燃ごみの重量に占める割合が大きいと考えられる紙類(新聞、ダンボールの資源化)の削減を図ります。また、ペットボトル、食品トレイについても同様に分別の徹底を図ります。</p> <p>これらの分別による可燃ごみの削減率(資源化割合)は、各資源物の排出状況を考慮し、右表のとおりとします。</p> <p>【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる)目標年度(令和12年)の家庭系可燃ごみの現況推移予測値×可燃ごみに含まれている資源物の割合(ごみ組成調査結果)×各資源物の削減率</p>
<p>新たな資源物回収への取り組み</p>	<p>紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等、新規の分別収集の開始には多くの課題がありますが、令和8(2026)年度からの開始を想定して収集量を算出します。</p> <p>【収集想定量の計算方法】(開始年度から目標年度まで毎年度一定の削減)ごみ組成調査による可燃ごみに含まれている割合(紙製容器包装3.2%、プラスチック製容器包装等16.5%)×50%(資源化割合)</p>

ごみ組成調査結果及び削減率・資源化割合

分類・項目	可燃ごみ中の割合(%)	内容、取り扱い	削減率 資源化割合
厨芥ごみ	-	-	-
食品ロス	6.9	手付かず廃棄品	100%
水切り可能物	30.3	食べ残し, 調理くず等	10%
資源物及び資源化可能物	-	-	-
紙類	-	-	-
新聞紙(そのままの排出)	1.5	集団回収へ	100%
同(ごみ包み)	0.3	資源化困難	0%
ダンボール	0.4	集団回収へ	100%
飲料用紙パック容器	0.4	町計画収集へ	100%
新規 紙製容器包装	3.2	新規の資源回収	50%
プラスチック類	-	-	-
ペットボトル	1.1	町計画収集へ	90%
白色発泡トレイ	0.3	町計画収集へ	90%
発泡トレイ(色・標付き)	2.6	-	-
新規 プラスチック製容器包装等	13.7	新規の資源回収	50%
レジ袋(そのまま廃棄)	0.2	-	-
資源化不可能物	39.1	-	-
可燃ごみの総量	100.0	-	-

3) 将来人口

生活系ごみの発生量は人口の動向に左右されるため、生活系ごみの推計を行うためには、町の将来の人口を設定します。

ここでは、直近の令和元年度の町人口（8,329人）を基準値とし、将来の人口増減の見通しとして「坂祝町第7次総合計画」（令和3年、坂祝町）で採用されている「社人研」の将来人口推計の増減率（減少率）による補正を行って、人口を設定します。

これによって算出した将来人口の推移を表2-13に示します。

本町の人口は、本計画の目標年度とする令和12年まで、ゆるやかに減少していく想定となります。

表2-13 廃棄物処理計画に用いる本町の将来推計人口

年度	人口（人）	備考
平成27年（2015年）	8,206	実績値
令和元年（2019年）	8,329	実績値（補正の基準）
令和2年（2020年）	8,273	社人研の推計を 考慮した補正值
令和3年（2021年）	8,210	
令和4年（2022年）	8,147	
令和5年（2023年）	8,084	
令和6年（2024年）	8,021	
令和7年（2025年）	7,958	
令和8年（2026年）	7,891	
令和9年（2027年）	7,824	
令和10年（2028年）	7,757	
令和11年（2029年）	7,690	
令和12年（2030年）	7,623	

注）”社人研”：国立社会・人口問題研究所の略称

4) ごみ排出量の見込み

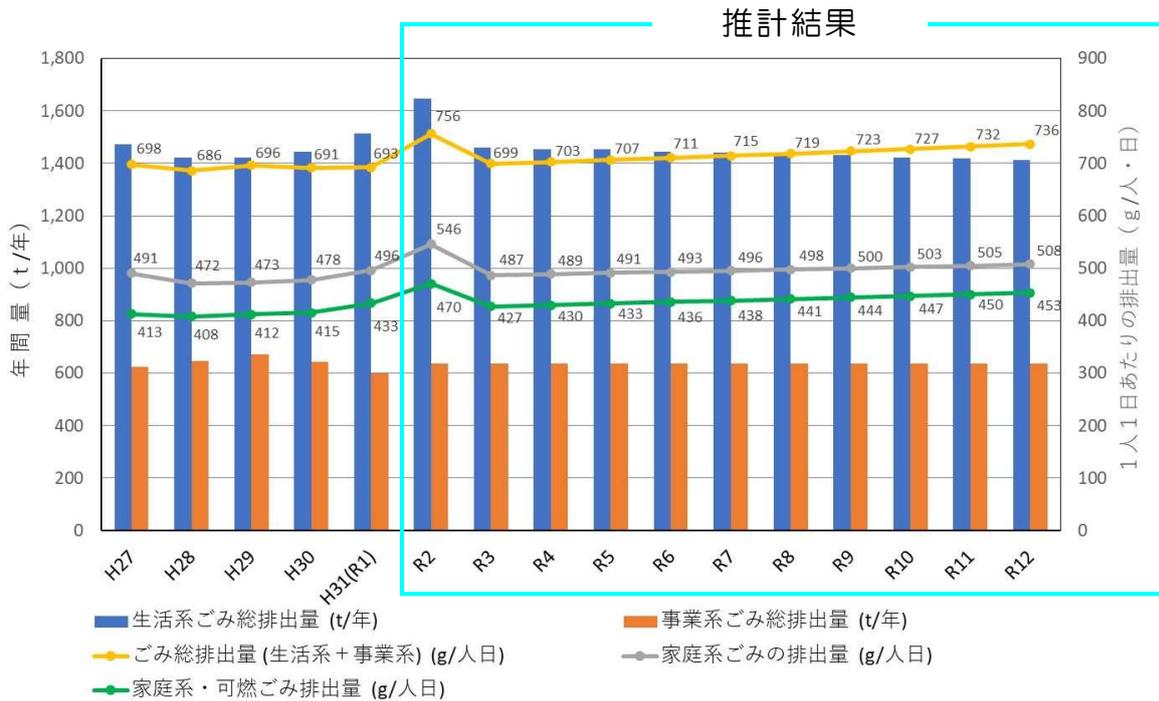
(1) ごみの総排出量

町のごみ総排出量を図2-6に示します。

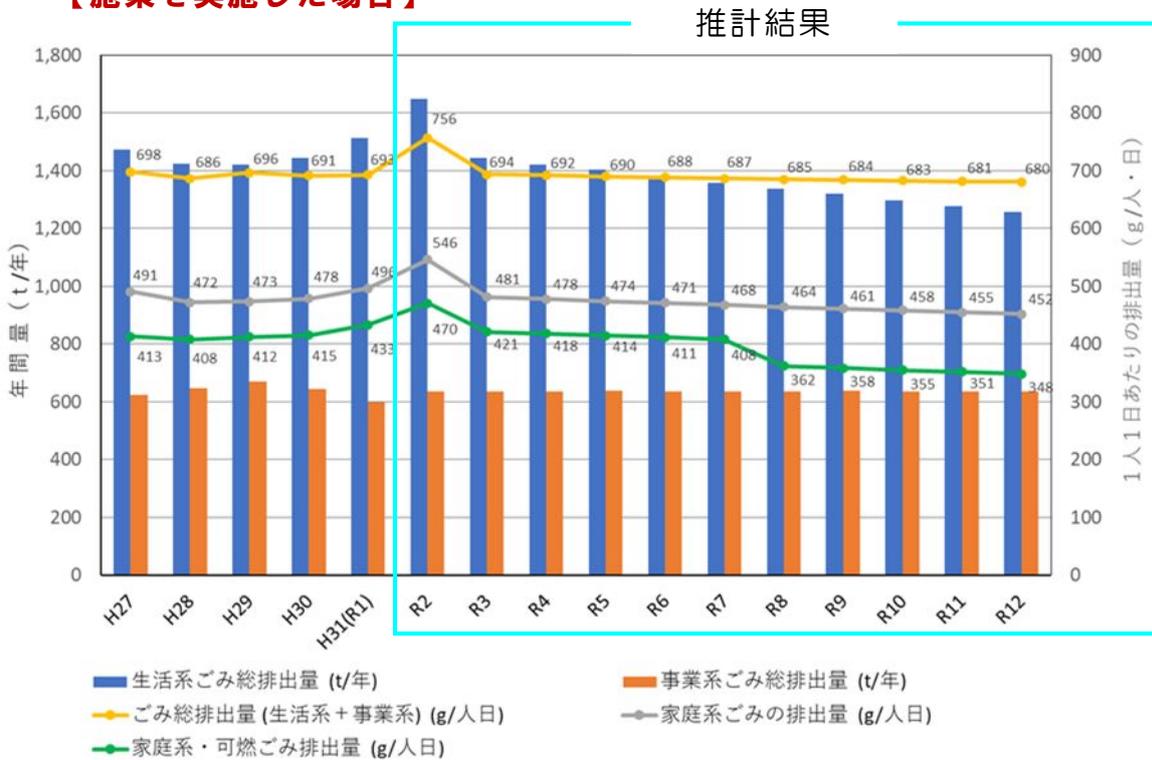
施策を実施せず現況のまま推移した場合、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は徐々に増加していき、人口は減少するもののごみの総排出量は増加していく見込みです。

これに対し、施策を実施した場合は、家庭系・事業系ごみはともに減少していく見込みになります。

【現況のまま推移した場合】



【施策を実施した場合】



注1) 1人1日当たりのごみ総排出量 = 総排出量(町収集+直接搬入+集団収集) ÷ 人口 ÷ 年間日数

注2) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

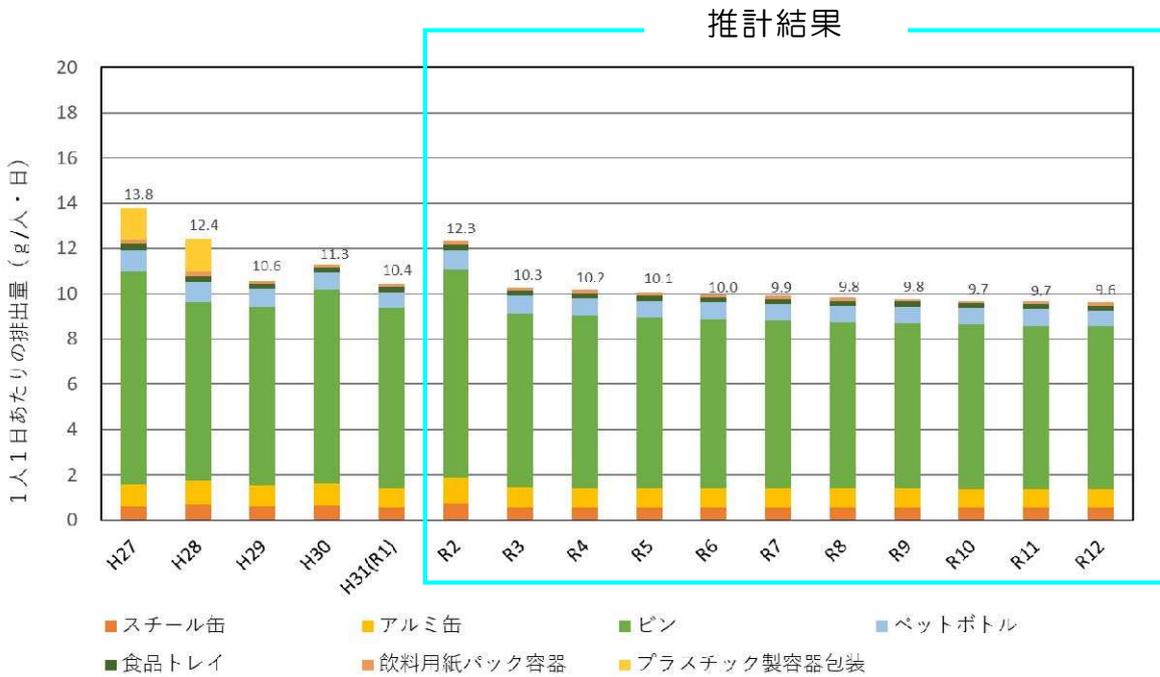
注3) 1人1日当たりの家庭系・可燃ごみ排出量 = (町収集・可燃ごみ+直接搬入・可燃ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

図2-6 ごみの総排出量の見込み

(2) 1人1日当たりの資源物（町計画収集）の排出量

1人1日当たりの資源物（計画収集ごみ）の排出量は、施策を実施せず現況のまま推移した場合は減少していきますが、施策を講じた場合は大幅に増加していく見込みです。

【現況のまま推移した場合】



【施策を実施した場合】

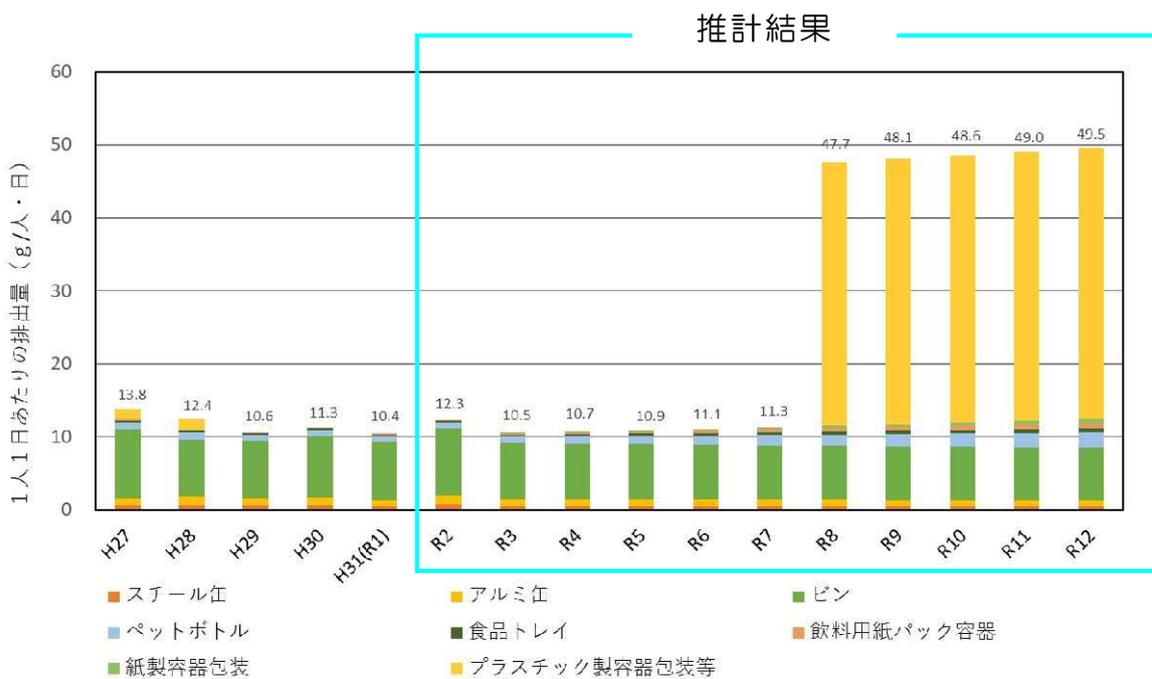


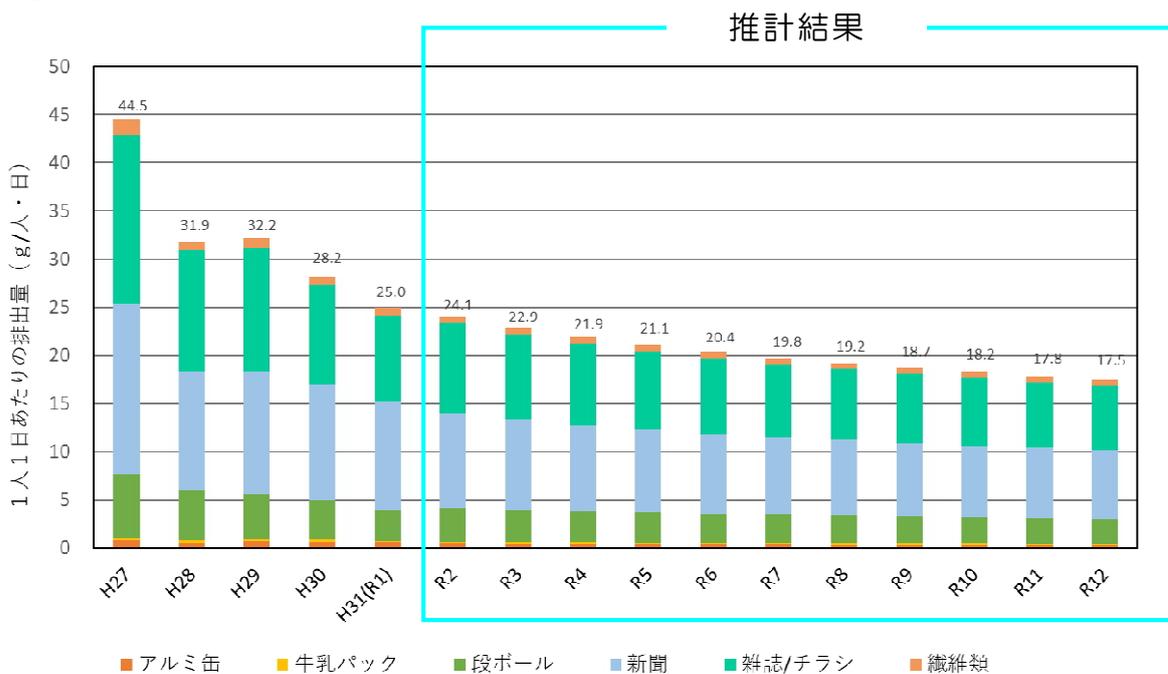
図2-7 1人1日当たりの資源物（町計画収集）排出量の見込み

(3) 1人1日当たりの資源物（集団回収）排出量

1人1日当たりの資源物(集団回収ごみ)の排出量は、施策を実施せず現況のまま推移した場合、施策を実施した場合のどちらも緩やかに減少していきます。

施策を講じた場合、可燃ごみの減少傾向は続きますが、その減少のペースは僅かになっていくことが見込まれます。

【現況のまま推移した場合】



【施策を実施した場合】

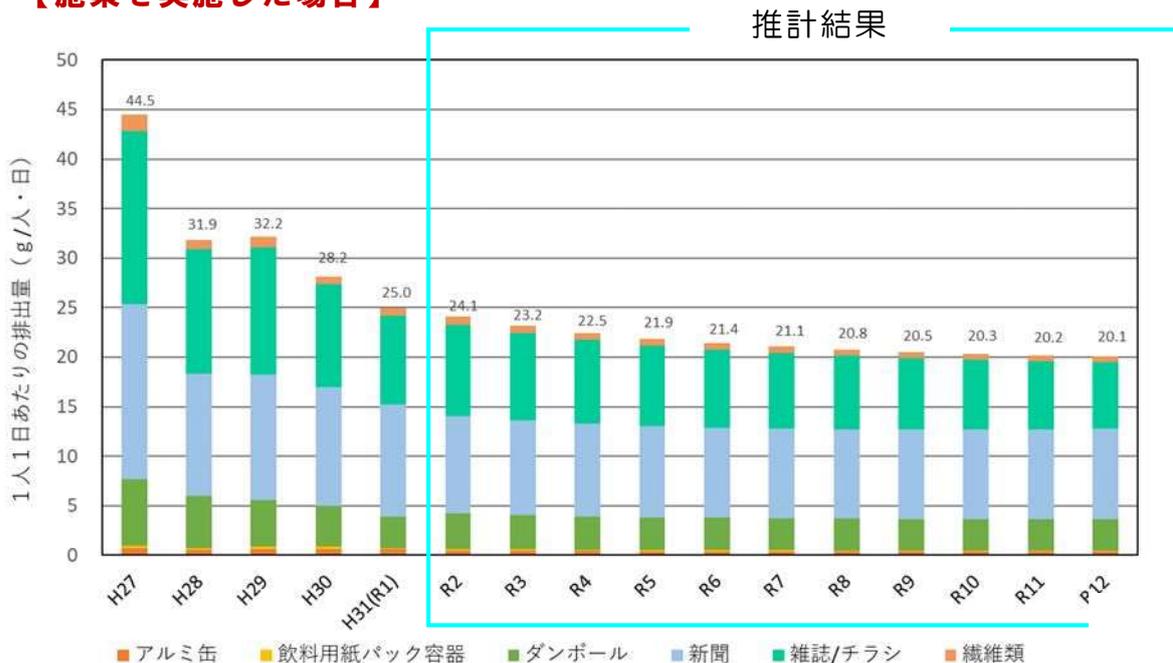


図2-8 1人1日当たりの資源物（集団回収）排出量の見込み

6. ごみ処理に関する基本的事項

1) ごみ処理の流れ

本計画期間におけるごみ処理の流れは、「本第2編 第1章 1. 1) ごみ処理の概要」の「図2-2(2) ごみ処理体系（令和2年度以降）」のとおりです。

2) ごみの収集計画

ごみの収集計画は、「本第2編 第1章 1. 1) ごみ処理の概要」の「表2-2 ごみの収集状況」と同様ですが、これに令和4年度から本格運用となる特定廃棄物と今後収集を実施する計画のプラスチック製容器包装の収集計画を追加していきます。

なお、法令等の改正、社会情勢の変化、リサイクル技術の進歩等により、ごみと資源の収集・運搬方法等を変更することがあります。また、収集や運搬に関する詳細については各年度の実施計画で定めます。

3) 中間処理施設計画

中間処理は、可茂衛生施設利用組合のささゆりクリーンパークで行い、資源化できるものについては、リサイクル業者に引き渡します。

ごみの焼却処理後の焼却灰は、令和2年度より民間のリサイクル業者に引き渡し、資源化を行っています。

4) 最終処分場計画

陶磁器類（がれき等）及びガラス残渣は、民間の処分場において委託処分します。

また、特定廃棄物は排出者が直接許可業者に持ち込み、そこから可茂衛生施設利用組合で関係市町村からの回収分と合わせて民間の最終処分場へ埋め立て処分します。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

1) 事業者の協力

「第3章 3. 目標の設定及び施策の方針」に示すとおり、事業者に対してごみの減量、資源化に関する情報の提供を行い、ごみの減量への協力を求めています。

2) 災害対策

大規模な地震や水害等による災害が発生した場合、被災建物のがれき類や避難場所からのごみやし尿処理の問題等、一時的に多量のごみの発生が予想されます。また、交通の途絶等に伴い、一般のごみについても平常時の収集・運搬が困難になることが予想され、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

これらの事態に際しての対応としては、平成30年2月に「災害廃棄物処理計画」（坂祝町）を策定しており、この計画にしたがって対処していきます。

3) 不適正処理、不法投棄対策

「第3章 4. 目標達成及び方針に向けた施策」に示すとおり、不適正処理及び不法投棄対策を行っています。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理施設の概要

生活排水は、し尿、炊事、洗濯、風呂など人の活動にともなって、公共用水域に排出される全ての排水を指しており、し尿と生活雑排水に分けられます。

それらを処理する主な生活排水関係施設の概要を表3-1に示します。

表3-1 生活排水処理施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	-	-
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	-	-
下水道	公共下水道	し尿	市町村	10,000人以上	主として市街地
	流域下水道	生活雑排水 工場排水 雨水等	都道府県	(第1種)15万人以上 当分の間は10万人以上 (第2種)3万人以上～ 15万人未満	2以上の市町村区
コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)		し尿 生活雑排水	市町村	101～3万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設		生活雑排水	市町村	101人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	市町村	-	-

注) 生活排水処理施設とは、厚生労働省予算補助等による生活雑排水を対象とした処理施設をいう。

2) 生活排水の処理フロー

生活排水の内、し尿は公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設による5つの方法により処理されています。

また、生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による3つの方法もしくは未処理のまま放流されています。

生活排水の処理フローを図3-1に示します。

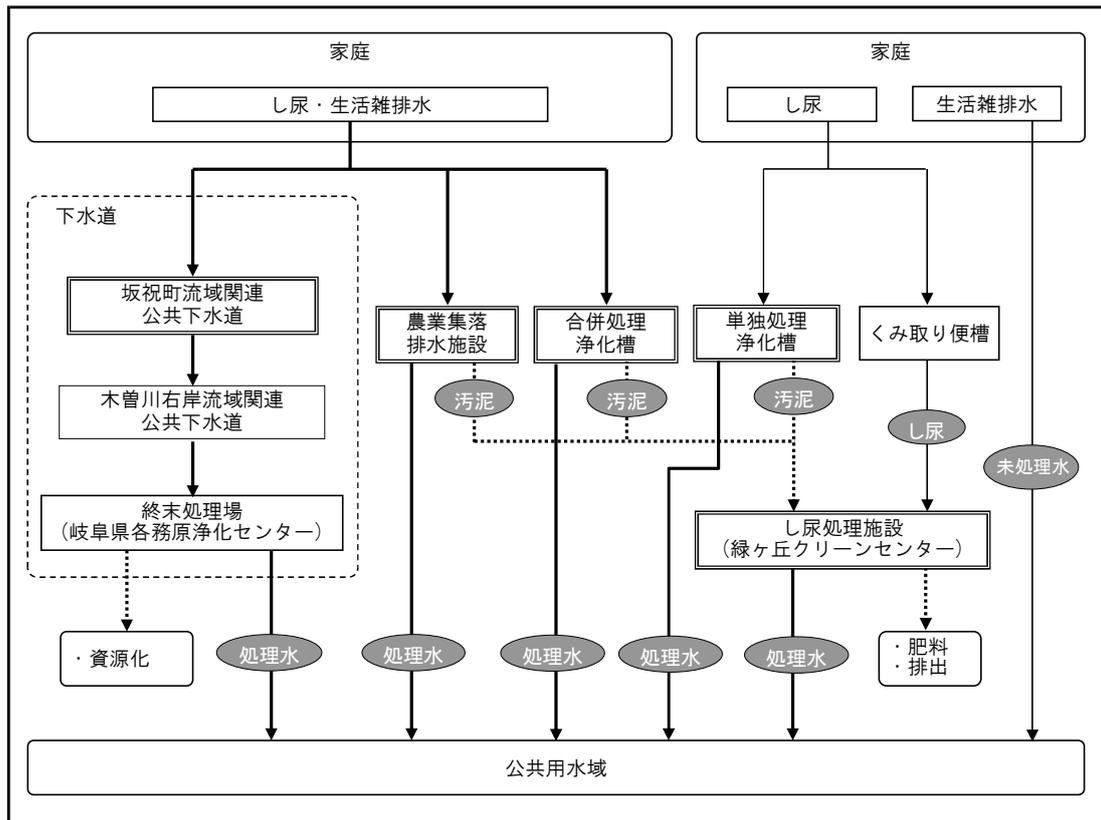


図3-1 生活排水の処理フロー

3) 生活排水処理形態別人口

過去10年間（平成22年度から平成31(令和元)年度）の処理形態別人口の推移は、表3-2及び図3-2に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口は、平成31(令和元)年度時点で98%となっています。

表3-2 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単位	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
1. 計画処理区域内人口	人	8,363	8,425	8,476	8,494	8,264	8,206	8,266	8,227	8,280	8,329
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人 (%)	7,902 (94)	7,926 (94)	8,231 (97)	8,298 (98)	8,097 (98)	8,071 (98)	8,129 (98)	8,101 (98)	8,158 (99)	8,204 (98)
(1) コミュニティ・プラント	人 (%)	44 (1)	40 (0)	35 (0)	47 (1)	50 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(2) 合併処理浄化槽	人 (%)	643 (8)	659 (8)	792 (9)	748 (9)	676 (8)	690 (8)	756 (9)	726 (9)	736 (9)	805 (10)
(3) 下水道	人 (%)	5,575 (67)	5,565 (66)	5,556 (66)	5,624 (66)	5,513 (67)	5,515 (67)	5,497 (67)	5,516 (67)	5,528 (67)	5,520 (66)
(4) 農業集落排水施設	人 (%)	1,640 (20)	1,662 (20)	1,848 (22)	1,879 (22)	1,858 (22)	1,866 (23)	1,876 (23)	1,859 (23)	1,894 (23)	1,879 (23)
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人 (%)	64 (1)	63 (1)	59 (1)	48 (1)	50 (1)	43 (1)	44 (1)	44 (1)	45 (1)	48 (1)
4. 非水洗化人口	人 (%)	397 (5)	436 (5)	186 (2)	148 (2)	117 (1)	92 (1)	93 (1)	82 (1)	77 (1)	77 (1)
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	(%)	(94)	(94)	(97)	(98)	(98)	(98)	(98)	(98)	(99)	(98)

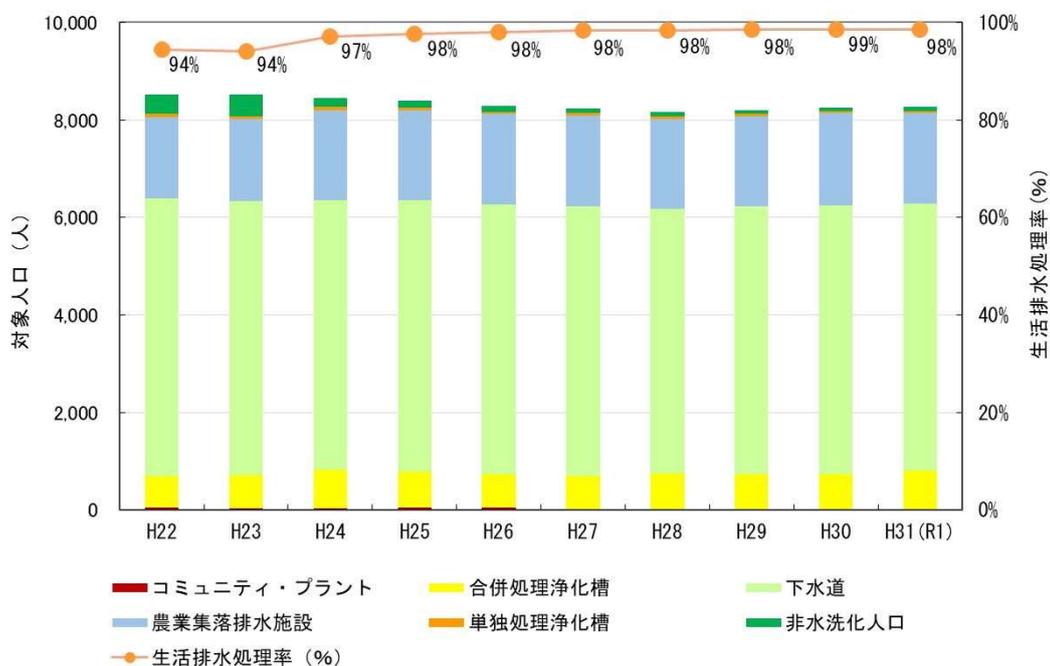


図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

2. 収集運搬の現状

本町における収集運搬体制を表3-3に示します。

汲み取り便槽等からのし尿、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び農業集落排水施設からの浄化槽汚泥は、許可業者及び委託業者により収集・運搬されています。

表3-3 収集運搬体制

区 分	収集運搬	収集区域	収集頻度	収集方法
生し尿	許可業者	町内全域	月2回	バキューム式収集運搬車による戸別収集方式
浄化槽汚泥	許可業者	町内全域	随時	バキューム式収集運搬車による戸別収集方式
農業集落排水処理施設汚泥	委託業者	農業集落排水処理施設（4箇所）	年1回以上	バキューム式収集運搬車による戸別収集方式

3. 中間処理及び最終処分の現状

1) し尿及び汚泥処理施設による処理

○ 処理量

し尿及び汚泥の処理量は、表3-4及び図3-3に示すとおりです。

平成29年度以降、し尿及び浄化槽汚泥処理量は横ばい傾向にあります。

なお、平成27年度に農業集落排水施設からの汚泥処理量が多くなっていますが、これは、黒岩農業集落処理施設機能強化事業に伴い同施設内の汚泥を全て引き抜いたことによるものです。

表3-4 し尿及び汚泥処理量

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	
し尿	199	183	175	164	177	143	127	104	94	101	
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	656	863	954	903	1,454	1,318	922	987	927	922
	農業集落排水施設	608	613	633	631	639	1,645	766	1,116	1,133	1,122
	単独処理浄化槽	129	59	82	26	52	33	29	20	24	63
	小計	1,392	1,536	1,669	1,560	2,145	2,996	1,717	2,123	2,084	2,106
計	1,591	1,719	1,844	1,725	2,321	3,139	1,844	2,226	2,178	2,207	

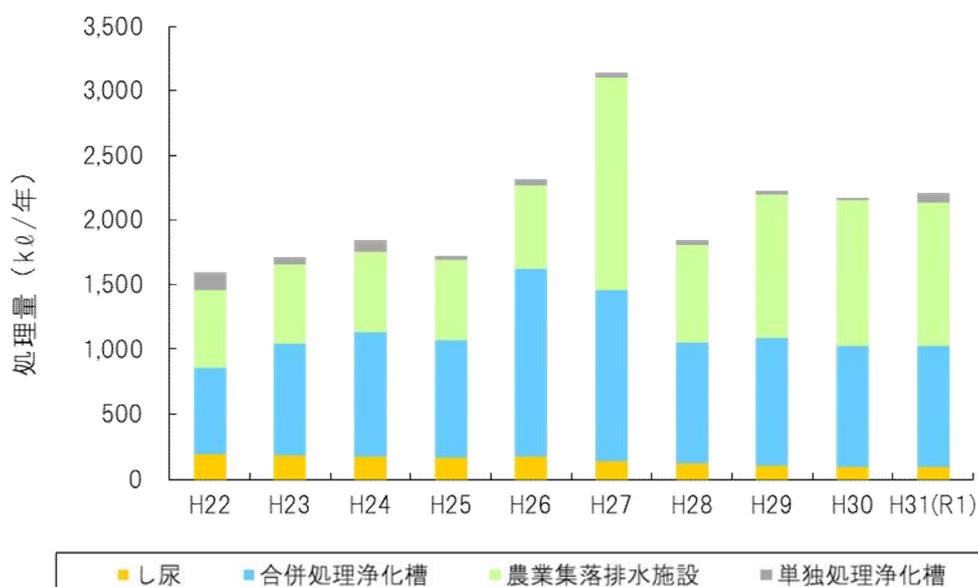


図3-3 し尿及び汚泥処理量の推移

第2章 生活排水処理の評価と課題

1. 前計画の目標達成度

1) 予測値との比較

前計画では、公共下水道整備計画を推進し、整備計画区域内では計画に整備を進めること、下水道の整備が当面見込めない地域等では浄化槽設置の促進を図ることを目標としました。また、前計画では生活排水処理形態別人口及びし尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値を示しました。

生活排水処理形態別人口の予測値と実績値を表3-5は、し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値と実績値を表3-6に示すとおりです。

中間目標年度と計画目標年度の予測値と実績値を比較すると、農業集落排水施設や合併浄化槽利用人口の増加により生活排水処理率は予測値を上回り、処理率の向上が図られました。

表3-5 生活排水処理形態別人口の予測値と実績値

区 分	平成22年度	平成27年度		平成32年度(令和2年度)	
	前計画策定時	中間目標年度		計画目標年度	
	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値 (令和元年度)
① 計画処理区域内人口(人)	8,552	8,273	8,206	7,939	8,329
② 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	8,082	7,997	8,071	7,695	8,204
(1) コミュニティ・プラント(人)	45	44	0	42	0
(2) 合併処理浄化槽(人)	655	658	690	504	805
(3) 下水道(人)	5,710	5,677	5,515	5,597	5,520
(4) 農業集落排水施設(人)	1,672	1,618	1,866	1,552	1,879
③ 水洗化・生活雑排水終末処理人口 (単独処理浄化槽)(人)	66	31	43	26	48
④ 非水洗化人口(人)	405	245	92	215	77
⑤ 計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0
⑥ 生活排水処理率(%) ②/①×100	94.5	96.7	98	96.9	98

表3-6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値と実績値

単位：kℓ/年

区 分	平成22年度	平成27年度		平成32年度(令和2年度)	
	前計画策定時	中間目標年度		計画目標年度	
	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値 (令和元年度)
し尿	206	139	143	122	101
浄化槽汚泥	763	655	1,351	517	985
合併処理浄化槽	645	567	1,318	434	922
単独処理浄化槽	118	88	33	82	63

2. 生活排水処理の課題

1) 適正処理

○ 公共下水道や合併浄化槽による適正処理

これまでの整備計画により下水道事業及び農業集落排水施設事業の整備は概成しており、汚水処理普及率、水洗化率はともに高いレベルにあって今後これ以上の伸びは期待できない状況にあります。

一方で、公共下水道の整備済みの地域であっても、下水道への接続や合併処理浄化槽の使用もされていない住宅が一部に見受けられます。これらについては啓発活動等により、適正処理を推進していく必要があります。

○ 公共下水道の整備、誘導など

将来的な人口減少が想定される他、国道21号坂祝バイパスや国道248号バイパスの開通などによる土地利用の変化等もあり、今年度、既存の公共下水道計画の見直しを行っており、今後はその計画を着実に実施し整備を進めていく必要があります。

また、農業集落排水施設はその維持でも財政的に厳しい状況があり、将来的には下水道へ統合接続する位置付けの中で、地域の状況に応じて合併処理浄化槽への転換も含めて検討していく必要があります。

2) 収集運搬

○ 収集体制の維持

下水道の普及等により、し尿等の収集範囲や収集量の減少に伴う収集作業の非効率化は避けられませんが、許可業者と協議し住民サービスが低下することのないよう、効率的な収集体制を維持していく必要があります。

3) 中間処理

○ 合併浄化槽における維持管理

合併処理浄化槽を使用している家庭でも、法定検査の受検など適正な維持管理が行われていない場合があります。これらについては、環境教育や啓発活動等により生活排水に関する意識の向上を図っていくとともに、適正な維持管理の実施を促していくことが必要です。

4) その他

○ 河川への汚濁負荷の低減

安易な生活雑排水等の排出により河川水質に汚濁負荷を与えることがあり、より良い水辺環境の維持・向上を目指して、環境教育や啓発活動等により生活排水に関する意識の向上を図っていく必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 計画目標年度

本計画では対象期間を10年間とし、中間年次を令和7年度、目標年次を令和12年度とします。また、計画策定の前提とする諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うこととします。

2. 数値目標

「坂祝町下水道事業経営戦略プラン・坂祝町農業集落排水事業経営戦略プラン（2019年度～2029年度）（2019(令和元)年2月、坂祝町）では、将来人口が減少していく中で、下水道処理区域及び農業集落排水処理区域の水洗化率を95%以上に維持していくことを計画しています。

また、「坂祝町第7次総合計画」（令和3年、坂祝町）では、令和12年度における目標値を、下水道処理区域内の水洗化人口割合は100%、農業集落排水処理区域内の接続人口割合は90%と掲げています。

本計画では上記計画も踏まえ、表3-7のとおり生活排水処理率を100%とすることを目標とします。

なお、住居等の水洗化に関しては、種々の理由からまだ単独処理浄化槽の利用や水洗化されていない住居等があります。それらすべての水洗化は困難な面も想定されますが、今後も引き続き個別に対応する等して、早期に生活排水処理率の目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

表3-7 数値目標

項目	現在 (令和元年度)	目標	中間 目標年度	目標年度
生活排水処理率	98.5%	100%	令和7年	令和12年

注) 生活排水処理率(%) = (コミュニティプラント+合併処理浄化槽+下水道+農業集落排水施設の各利用人口) ÷ 町の人口

3. 生活排水処理の推計

1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の原単位の設定

原単位の設定は、過去5年間における処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の実績値から、表3-8に示すように設定します。

表3-8 し尿及び浄化槽汚泥の予測推計に用いる原単位

区分	し尿			浄化槽汚泥								
	非水洗化人口	し尿処理量	し尿処理原単位	合併処理浄化槽			農業集落排水施設			単独処理浄化槽		
				人口	処理量	原単位	人口	処理量	原単位	人口	処理量	原単位
	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)
平成27年度	92	143	0.0042	690	1,318	0.0052	1866	1,645	0.0024	43	33	0.0021
平成28年度	93	127	0.0038	756	922	0.0033	1876	766	0.0011	44	29	0.0018
平成29年度	82	104	0.0035	726	987	0.0037	1859	1,116	0.0016	44	20	0.0013
平成30年度	77	94	0.0034	736	927	0.0035	1894	1,133	0.0016	45	24	0.0014
平成31年度 (令和元年度)	77	101	0.0036	805	922	0.0031	1879	1,122	0.0016	48	63	0.0036
原単位採用値	—	—	0.0035	—	—	0.0034	—	—	0.0016	—	—	0.0020
備考	直近4年のばらつきが小さいため、直近4年間の平均値を採用			直近4年のばらつきが小さいため、直近4年間の平均値を採用			直近3年のばらつきが小さいため、直近3年間の平均値を採用			経年でばらつきがあるため、過去5年間の平均値を採用		

2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

生活排水処理形態別人口の将来予測値にし尿及び浄化槽汚泥処理量の原単位を乗じて、目標年度におけるし尿量、浄化槽汚泥処理量を予測します。

生活排水処理形態別人口の将来予測値は、表3-9に示すとおりです。

また、し尿量及び浄化槽汚泥処理量の現状及び予測推計結果は、表3-10及び図3-4に示すとおりです。

表3-9 生活排水処理形態別人口の現状及び予測推計値

区分	令和元年度 (実績値)	令和7年度 中間目標年度	令和12年度 計画目標年度
① 計画処理区域内人口 (人)	8,329	7,958	7,623
② 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	8,204	7,839	7,568
(1) コミュニティ・プラント (人)	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽 (人)	805	770	737
(3) 下水道 (人)	5,520	5,450	5,563
(4) 農業集落排水施設 (人)	1,879	1,619	1,268
③ 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) (人)	48	46	44
④ 非水洗化人口 (人)	77	73	11
⑤ 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
⑥ 生活排水処理率(%) : ②÷①×100	98.5	99	99

表3-10 し尿量、浄化槽汚泥処理量の現状及び予測推計結果

区分	原単位 (kl/人・日)	令和元年度 (実績値) (kl/年)	令和7年度 中間目標年度 (kl/年)	令和12年度 計画目標年度 (kl/年)
し尿	0.0035	101	94	14
浄化槽汚泥	—	2,106	1,961	1,709
合併処理浄化槽	0.0034	922	959	918
農業集落排水施設	0.0015	1,122	968	758
単独処理浄化槽	0.0020	63	34	33

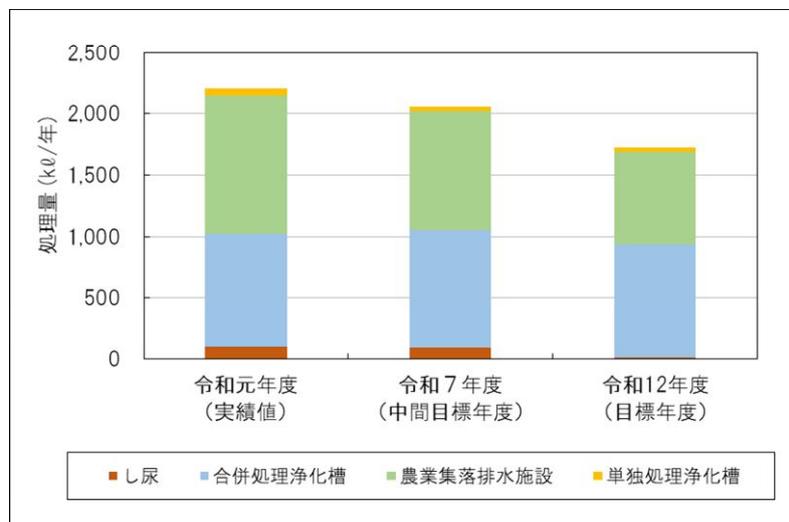


図3-4 し尿量、浄化槽汚泥処理量の現状及び予測推計結果

4. 施設整備に関する事項

1) 合併処理浄化槽の整備促進

下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で、「可茂地域循環型社会形成推進地域計画」（平成28年11月）のとおり、合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

2) 下水道の整備促進

下水道の整備促進については、「第1章 1. 生活排水処理の現状 5)生活排水処理施設の整備状況 (1)公共下水道の状況」に示したとおり、令和元年～2年度に全体計画の見直しを進め、岐阜県に変更計画の申請を行っているところです。

今後はこの変更計画にしたがって、整備を進めていきます。

また、下水道整備済みの地区では、啓発活動等により下水道への接続の促進を行っていきます。

3) 農業集落排水処理区域の下水道への接続検討

農業集落排水処理施設の現状及び将来計画については、「第1章 1. 生活排水処理の現状 5)生活排水処理施設の整備状況 (2)農業集落排水施設の状況」に示したとおり、現在、3地区で設置されている施設の維持・整備を進めていきます。

また、一色地区の農業集落排水施設区域については、令和11年度に公共下水道への接続を目指して整備していきます。

5. 浄化槽汚泥及びし尿の処理に関する事項

1) 浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理（法定検査、保守点検、汚泥引抜）を啓発活動等により促進します。

2) 収集・運搬計画

農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥と、汲み取り便槽からのし尿は、従来どおり、許可業者により収集・運搬を行います。

また、合併浄化槽の設置・転換、農業集落排水施設及び公共下水道の整備等、収集運搬を取り巻く状況の変化も予想されるため、効率性等を勘案した合理的な収集運搬体制を検討していきます。

3) 中間処理・資源化計画

収集した浄化槽汚泥及びし尿は、従来どおり可茂衛生施設利用組合の緑ヶ丘クリーンセンターにて処理を行います。

6. その他生活排水の処理に関する事項

1) 発生源対策の促進

廃食用油の適正処理、洗剤等の適量使用等、家庭でできる発生源対策を啓発活動や情報提供を行うことにより促進します。

2) 環境教育の実施

小学校等を対象とした生活排水や身近な環境問題に関する教育を行います。

3) 町民・事業者・行政の協働

環境に関する啓発やイベントを通じて、環境に対する意識を高めることにより、町民、事業者、行政が一体となって環境保全に取り組んでいきます。

